

倉敷市スポーツ振興協会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 倉敷市のスポーツ振興を図る公益財団法人倉敷市スポーツ振興協会(以下「協会」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 倉敷市スポーツ振興協会管理運営事業
- (2) 専門部事業補助事業
- (3) ジュニアスポーツ強化事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容については、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は予算の範囲内において市長が適当と認めた額とする。

(交付申請)

第5条 協会が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 この場合において、当該年度に実施する補助対象事業について一括して交付申請を行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適

否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 協会が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、あらかじめ、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更かつ当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合は、この限りではない。

(実績報告)

第8条 協会が補助事業を完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の経理等)

第9条 協会は、補助事業の経理に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) スポーツ振興協会管理運営事業

区 分	内 容	
人件費	給料、報酬、手当（時間外手当を除く）、法定福利費、福利厚生費、退職給付引当金等	
需用費	消耗品費	事務・事業用消耗品費等
	燃料費	ガソリン代
	印刷製本費	コピー代等
	修繕料	車両の車検・点検費用等
役務費	通信運搬費	電話料金、郵送料、切手代等
	手数料	銀行振込手数料
	保険料	車両の自賠責・任意保険料
使用料及び賃借料	パソコン等機器リース料、サーバーレンタル料等	
負担金	岡山県スポーツ協会負担金	
公課費	車両の重量税、自動車税、印紙代等	
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの		

(2) 専門部事業補助事業

区 分	内 容
補助金	専門部事業への補助金
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

(3) ジュニアスポーツ強化事業

区 分	内 容
補助金	専門部強化事業への補助金
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	